

指定居宅介護支援・介護予防支援 重要事項説明書

指定居宅介護支援・介護予防支援の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次の通り説明します。

1. 事業の目的と運営方針

社会福祉法人清山会（以下「事業者」という。）が開設する清山会ケアプランセンター（以下「事業所」という。）は、介護保険法令に従い、事業所の従業者等（以下「従業者」という。）が要介護・要支援状態にある方に対し、適正な居宅介護支援を提供することにより、要介護・要支援状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

なお、ご本人様の意思及び人格を尊重し、常にご本人様の立場に立ち、提供されるサービスが特定の種類、特定の居宅サービス事業者に不当に偏することなく公正中立に行います。

2. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）	社会福祉法人清山会
所在地	〒986-0401 宮城県登米市津山町柳津字黄牛新山窪125番地
代表者	理事長 茂木 良夫
設立年月日	昭和52年5月16日
電話番号	0225-68-2175

3. 事業所の概要

（1）事業所の概要

事業所	清山会ケアプランセンター
指定番号	宮城県0471200238号
所在地	〒986-0401 宮城県登米市津山町柳津字平形139番地1
管理者	佐々木 博尚
開設年月日	平成12年4月1日
電話番号	0225-61-5807
FAX番号	0225-61-5805
メールアドレス	seizankai_care@solid.ocn.ne.jp
サービス提供地域	登米市・南三陸町

（2）事業所の従業者体制

職 種	職務の内容	員 数
管理者	事業所の管理、業務の一元的な管理	1名
介護支援専門員	居宅介護支援に関する業務	6名

（3）営業日等

営業日	月曜日から金曜日
-----	----------

営業時間	8時30分～17時30分
------	--------------

※ ただし、国民の休日及び年末年始（12/29～1/3）は休みとさせていただきます。

※ 営業日及び営業時間以外は、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とし、相談者から電話連絡を受けた場合、必要に応じて担当介護支援専門員に連絡し対応します。

4. サービスの内容

- ① 居宅サービス計画の作成
- ② 居宅サービス事業者との連絡・調整
- ③ サービス実施状況の評価
- ④ 利用者状態の把握
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要介護認定申請に対する協力・援助
- ⑦ 相談業務

5. 利用料金

(1) 基本料金

要介護を受けた方は、介護保険から全額給付されるため、自己負担はありません。

※ 利用者の保険料滞納のため、法定代理受領ができなくなった場合、要介護度に応じて下記の金額（1か月当り）をいただき、「サービス提供証明書」を発行いたします。後日、登米市の窓口に提出することで、全額払い戻しを受けられます。

居宅介護支援費	要介護1又は2	10,860円（1,086単位）／月
	要介護3,4又は5	14,110円（1,411単位）／月
介護予防支援費	要支援1又は2	4,720円（472単位）／月

(2) 加算料金等

初回加算	3,000円（300単位）
特定事業所加算（Ⅱ）	4,210円（421単位）／月
通院時情報連携加算	500円（50単位）（月1回程度）
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,500円（250単位）
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000円（200単位）
退院退所加算（Ⅰ1）	4,500円（450単位）（入院・入所期間中1回程度）
（Ⅰ2）	6,000円（600単位）（入院・入所期間中1回程度）
（Ⅱ1）	6,000円（600単位）（入院・入所期間中1回程度）
（Ⅱ2）	7,500円（750単位）（入院・入所期間中1回程度）
（Ⅲ）	9,000円（900単位）（入院・入所期間中1回程度）
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円（200単位）（月2回限度）
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円（400単位）

6. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や医療機関への連絡等、必要な措置を講じます。

7. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

8. 守秘義務に関する対策

事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者及び代理人の秘密を洩らさないことを厳守します。また、退職後においてもこれらの秘密を漏らさない旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

11. 公正中立なケアマネジメントの確保

居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。

12. 苦情相談窓口

※ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者：主任介護支援専門員 後藤 武

ご利用時間：月～金曜日 8時30分～17時30分

ご利用方法：電 話 0225-61-5807

F A X 0225-61-5805

メール seizankai_care@solid.ocn.ne.jp

※ 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

登米市福祉事務所長寿介護課

所 在 地：宮城県登米市南方町新高石浦130番地

電話番号：0220-58-5551 F A X 番号：0220-58-3345

受付時間：8時30分～17時00分（土日、祝日を除く）

宮城県国民健康保険団体連合会

所 在 地：宮城県仙台市青葉区上杉一丁目2番3号

電話番号：022-222-7700 F A X 番号：022-222-7260

受付時間：8時30分～17時00分（土日、祝日を除く）

※ 事業者は、利用者からの苦情について、より公正・中立な立場から解決を図るため、第三者委員を設置しています。利用者は、事業所に対する苦情について、第三者委員に相談することができます。

きます。

苦情処理第三者委員

氏 名：遠藤 音

住 所：登米市津山町柳津字黄牛比良137番地

電話番号：0225-68-2102

1.3. 損害賠償

当事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、利用者又は代理人に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

事業所は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ② 利用者又は代理人が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業所が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- ④ 利用者又は代理人が、事業所及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

令和 年 月 日

指定居宅介護支援の開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し
交付しました。

<事業者>

所在地 宮城県登米市津山町柳津字平形139番地1

事業所名 清山会ケアプランセンター

管理者名 佐々木 博尚 印

説明者 印

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定居宅介護支援について重要事項説明を受け同意しま
した。

<利用者>

住 所

氏 名

<利用者代理人（選任した場合）>

住 所

氏 名(続柄.....)